

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、出産・子育て応援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務	
②事務の概要	「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長発)に基づき、妊婦及び子育て期の家庭に対し、経済的な支援と伴走型相談支援とを一体的に実施する。このうち、「出産・子育て応援給付金」の支給にあたり、公金受取口座情報を取得し、利用する。	
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※1、4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。	
2. 特定個人情報ファイル名		
出産・子育て応援給付金情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和5年デジタル庁告示第1号)第1号	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく 主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 95,96の項 (2)情報提供の根拠 48,71,80,95,112の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部健康課	
②所属長の役職名	健康課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号 健康福祉部健康課 電話:0596-27-2435	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報等を渡す際は、封緘前にダブルチェックをしている。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒516-0076 三重県伊勢市八日市場町13番1号	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※1、4については、ガバメントクラウド上の標準 準拠システムを利用している。	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第40条 ・伊勢市行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第10 条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定め る告示(令和5年デジタル庁告示第1号)第1号	・番号法第9条第1項 別表70項 ・伊勢市行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第10 条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定め る告示(令和5年デジタル庁告示第1号)第1号	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1) 情報照会の根拠 第102の2 (2) 情報提供の根拠 第102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (1) 情報照会の根拠 第50条 (2) 情報提供の根拠 第50条	(1) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95.96の項 (2) 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表48.71.80.95.112.の項	事後	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ しきい値判断項目 時点	令和5年3月1日時点	令和7年2月21日時点	事後	
令和7年3月27日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和7年3月27日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業		新規	事後	
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 9 監査		[○]内部監査	事後	
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	